

	7	生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施	定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善	—	生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていることに加え、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成状況を把握するにあたり、生物多様性条約の各締約国は、同枠組を踏まえて策定した生物多様性国家戦略の実施状況について、同条約のCOP16で設定された指標を用いて評価し、国別報告書として報告することが求められているため。 ※点検・評価は令和7年度に実施予定										—				
達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 生物多様性保全等のための基盤的事業費(平成20年度)			1,2,4,6,7	004875	(5) —			—	—	(13) —			—	—	(17) —			—	—
(2) 生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費(昭和48年度)			3,6	004870	(6) —			—	—	(14) —			—	—	(18) —			—	—
(3) ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費(平成19年度)			5,6,7	004877	(7) —			—	—	(15) —			—	—	(19) —			—	—
(4) 国際分担金等経費(昭和54年度) (関連：28-②、28-②3)			6	004869	(8) —			—	—	(16) —			—	—	(20) —			—	—
		目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり														
			(判断根拠)		＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ ・令和4年12月に採択された生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し閣議決定した。令和6年7月には同戦略の国別目標と「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のグローバルゴール・ターゲットとの対応関係等の情報を生物多様性条約事務局に提出した。 ・令和7年度に予定している同戦略の実施状況の中間評価、並びに生物多様性条約の国別報告書の作成・提出に向けて、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を行い、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性等を示す中間提言の令和7年中の取りまとめに向け、指標データを集積するとともに総合評価の方法案を決定した。 ・現存植生図(1/25,000)について、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において整備を実施し、令和5年度末に整備図面数100%となり、令和6年度に全国データ公開を完了した。 ・生物多様性地域戦略の策定状況は、令和7年1月時点現在、47のすべての都道府県及び178市区町村の合計225の地方公共団体において策定されている。 ＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞ ・内閣府世論調査によれば、2014年度の生物多様性の認知度は46%であったが、2022年度には73%に上昇した。約90%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているほか、約60%の国民が生物多様性の保全につながる活動を既に実施しているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。 ・多様なセクターにより構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)」(事務局：環境省)において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。J-GBFの構成団体を通じて「ネイチャーポジティブ宣言」の発出を呼びかけた結果、2024年3月時点の28から、2025年5月時点には900を超えるまでに急伸した。 ・2023年3月に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省連名で策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」に基づき、企業のネイチャーポジティブ経営への移行参画を促進するため、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)やネイチャーポジティブ経営等に係るワークショップ開催、開示支援モデル事業のほか、TNFDとの共同研究や関連資料の翻訳等を実施。 これまでのところ、TNFDのアダプター企業数は我が国が158社(2025年5月時点)と世界最多となっている。 ＜国際的枠組への参加＞ 以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。 ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)に係る情報に関して、国内連絡会を通じて専門家・関係省庁等に共有するとともに、第11回総会結果報告会やシンポジウム等を通じて一般市民にも共有した。 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた生物多様性条約締約国会議及び補助機関会合等に参加するとともに、当該新枠組及びその実施に係るレビューメカニズム等に関する交渉を行った。														
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ ・昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、全ての都道府県で生物多様性地域戦略が策定されるなど、施策の方向性は妥当であると考えている。 ・一方で、生物多様性地域戦略については、すべての都道府県では策定済だが、市区町村においては、策定数が年々増加はしているものの、前提となる知識や情報の不足等の理由によりまだ全体の10%程度である。地域における生物多様性の保全を推進するためには、生物多地域地域戦略の果たす役割は重要であることから、策定の促進に向けて、引き続き技術的支援等を行いつつ形成された事例の普及や発信を進める必要がある。 ＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞ ・「生物多様性」の認識状況は令和元年度の測定結果から上昇基調にあり、マルチステークホルダープラットフォームを活用した普及啓発もこれに寄与していると考えられるが、引き続き様々な主体間での連携や、民間企業による参画の推進等を通じて、ネイチャーポジティブ実現のための取組を継続して進めていく必要がある。 ＜国際的枠組への参加＞ ・生物多様性の保全に関する国際議論や、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等について、国内外の関心が高まるとともに他分野との連携を求められており、引き続き積極的に参加する必要がある。 ・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。															

	評価結果		【施策】 ＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞ ・昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、これを踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030が策定されており、各種施策の取組を改善し新たな世界目標及び国別目標を達成するために各種施策に必要な情報の収集・整備・提供することは今後も取り組む意義のあるものである。 ・そのため、生物多様性国家戦略2023-2030の内容を踏まえて、速報性を重視した衛星植生図の全国整備等を実施する必要がある。 ・生物多様性地域戦略については、未策定の市区町村において実効性のある地域戦略の策定が進むよう、令和5年度に改定した手引きも活用しながら、引き続き技術的な支援を行なう。 ＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞ ・2022年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を受け、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえて、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。 ＜国際的枠組への参加＞ ・生物多様性の損失は人類史上例を見ない速度で進んでおり、これを食い止め反転させていくためには、世界全体での取組を行っていくことが必要不可欠である。世界的に効果的な取組を進めていくためにも国際的な議論は重要であり、今後もこの施策を継続していく意義がある。 ・2022年12月に採択された、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の実行に向けては、我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールの策定を求めていく。 ・IPBES作業計画2019-2030の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に引き続き貢献する。	
	次期目標等への反映の方向性		【測定指標】 ＜生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合＞ 「生物多様性国家戦略2023-2030」の行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」を指標としているため、測定指標も現状のものから変更しない。引き続き、現状の高い割合(90%)の維持に努める。 ＜生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合＞ 「生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合」から変更しない。生物多様性国家戦略2023-2030の行動計画において指標の一つとして設定しており、引続き、生物多様性の主流化及び国民や企業等を対象とした行動変容に向けた取組・検討を実施する上で適切な測定指標であると考えられる。 ＜衛星植生図の整備ブロック割合＞ 生物多様性保全施策の基盤情報となる植生図について、令和7年度から速報性を重視した衛星植生図の整備を開始する。令和11年度までの5年間で整備し(全国4ブロック)、令和12年度に全国分を一斉公開する予定。衛星植生図の整備ブロック割合を新たな測定指標とする。 ＜生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合＞ 生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に根ざした様々な取組・努力に支えられていることから、自治体の主体的な取組状況を測る本指標を継続することが妥当であると考え、2030年度の30%の達成に向け、引き続き技術的な支援を行う。 ＜生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合＞ 「生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合」から変更しないが、目標設定値を90%に引き上げる。企業に自然に関する情報開示を求める「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」の提言が2023年に公表され、2025年秋には(ネイチャーポジティブ経営に向けた)各企業の移行計画の立案に係る提言も示される見込みである他、2024年から、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、生物多様性、生態系及び生態系サービスに関するリサーチ・プロジェクトを開始している。そのため、今後の国際的な開示動向を見据え、まずは開示に取り組む企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられる。 ＜生物多様性保全に係る国際的取組の状況＞ 「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、COP17,19に向けて作成することとなっている国別報告書なども踏まえて、日本としての世界目標への貢献も含めて総合的に評価することが望ましい。 ＜生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施＞ 「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」から変更しない。生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていること等から、適切な指標設定と考えられるため。 ＜生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合＞ 「生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている企業の数又は割合」から変更しないが、目標設定値を90%に引き上げる。企業に自然に関する情報開示を求める「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」の提言が2023年に公表され、2025年秋には(ネイチャーポジティブ経営に向けた)各企業の移行計画の立案に係る提言も示される見込みである他、2024年から、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、生物多様性、生態系及び生態系サービスに関するリサーチ・プロジェクトを開始している。そのため、今後の国際的な開示動向を見据え、まずは開示に取り組む企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられる。	
	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考: 施策の実施における活用状況＞ ・生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討に当たり検討会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。 ・生物多様性地域戦略の技術的な支援を行うにあたり、有識者の知見を活用した助言を行った。□ ・J-GBF総会における「J-GBFネイチャーポジティブ行動計画」の進捗に係る議論や、ネイチャーポジティブ経済研究会における「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」に基づいたロードマップの検討等を通して、有識者の知見を活用した。 □	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、国際、国内、地域、様々な主体といったあらゆる階層における生物多様性保全に向けた取組を総合的に推進した。また、これらの取組による効果を点検・評価するために、基盤情報となる植生図の整備や我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を行った。これらにより、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・生物多様性国家戦略2023-2030では、重視する要素として生物多様性と気候危機の同時解決を掲げており、このことを踏まえた生物多様性地域戦略策定への技術的支援や自然を活用した解決策(NbS)の地域実装を推進しており、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。また、2024年に策定したネイチャーポジティブ経済移行戦略においては、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を含む企業のバリューチェーンにおけるネイチャーポジティブに向けた取組を促進しており、目標12「つくる責任 つかう責任」に貢献している。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性国家戦略2023-2030		